

地域密着型通所介護費・総合事業通所型サービス費

- 各点検項目のうち、記入日から数えて過去6月以内に算定実績のあるものについて、「算定」欄の□に✓チェックを入れるか、□を■に塗りつぶしてください。
- 「算定」にチェックを入れたものについて、点検事項の内容を満たしている場合は、□に✓チェックを入れるか、□を■に塗りつぶしてください。

点検年月日	年 月 日
事業所名	
点検者職・氏名	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
定員超過減算	☐	月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えている。	☐ 該当	
人員基準減算	☐	事業所の看護職員及び介護職員の配置数が1月間で職員の平均が人員基準を下回っている。	☐ 該当	
2時間以上3時間未満の通所介護	☐	心身の状況等利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な利用者である。	☐ 該当	
		上記のサービス提供において、単に入浴のみのサービス提供となっておらず、日常生活を通じた機能訓練等が実施されている。	☐ 該当	
延長加算		8時間以上9時間未満のサービスの提供	☐ あり	
	☐	9時間以上10時間未満	☐ 50単位	
	☐	10時間以上11時間未満	☐ 100単位	
	☐	11時間以上12時間未満	☐ 150単位	
	☐	12時間以上13時間未満	☐ 200単位	
	☐	13時間以上14時間未満	☐ 250単位	
共生型地域密着型通所介護	☐	指定生活介護事業所が行う場合	☐ 所定単位数の100分の93	
	☐	指定自立訓練事業所が行う場合	☐ 所定単位数の100分の95	
	☐	指定児童発達支援事業所が行う場合	☐ 所定単位数の100分の90	
	☐	指定放課後等デイサービス事業所が行う場合	☐ 所定単位数の100分の90	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
生活相談員配置等加算 13単位/日	☐	共生型地域密着型通所介護の提供	☐	実施	
		生活相談員の配置	☐	1 以上	
		地域の交流の場の提供、認知症カフェ・食堂等の設置、地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催、地域のボランティアの受け入れや参加、協議会を設けて地域住民が事業所の運営への参画、地域住民への健康相談教室、研修会などの実施に努めている。	☐	実施	
高齢者虐待防止措置未実施減算	☐	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的に開催し、その内容を職員へ周知している	☐	未実施	
		高齢者虐待防止のための指針を整備している	☐	未実施	
		高齢者虐待防止のための研修を実施（年1回以上）している	☐	未実施	
		高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を配置している	☐	未実施	
業務継続計画未策定減算	☐	業務継続計画を策定している	☐	未実施	
		業務継続計画に従い必要な措置を講じている	☐	未実施	
入浴介助加算（Ⅰ） 40単位/日	☐	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	☐	満たす	
		入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等の実施	☐	実施	
		通所介護計画上の位置づけ及び実施	☐	あり	
		入浴介助加算（Ⅱ）の算定	☐	なし	
入浴介助加算（Ⅱ） 55単位/日		入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	☐	満たす	
		入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等の実施	☐	実施	
		通所介護計画上の位置づけ及び実施	☐	あり	
		算定前及び利用者の身体状況や浴室環境に変化が認められた場合に、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士もしくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」）が、利用者の居宅を訪問し、利用者の動作及び浴室の環境を評価する	☐	実施	訪問時の記録、アセスメント

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
(続き) 入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日	☐	居宅での入浴が難しいと判断した場合、医師等が介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言の実施。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示のもと、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない。	☐	あり	カンファレンス記録等
		機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の者が共同して利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、利用者の身体状況、訪問により把握した居宅の浴室環境を踏まえた個別の入浴計画を作成。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることも可。	☐	あり	個別入浴計画等
		入浴計画に基づき、個別に個浴その他の利用者の居宅環境に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせ、事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの）での入浴介助。	☐	あり	介護記録
		入浴介助加算(Ⅰ)の算定	☐	なし	
中重度者ケア体制加算 45単位/日	☐	加配された看護職員又は介護職員が常勤換算方法で2以上	☐	配置	
		前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の者の占める割合が3割以上	☐	該当	
		サービス提供時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上	☐	配置	
		社会性の維持や在宅生活の継続に資するプログラムを作成し、実施している	☐	実施	
		共生型地域密着型通所介護費の算定	☐	なし	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/3ヶ月につき1回	☐	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)が事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)に行う日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言の記録	☐	あり	※病院にあっては、病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る
		理学療法士等の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画書を作成	☐	実施	
		個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している	☐	あり	
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	☐	実施	
		目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となっている	☐	あり	
		理学療法士等は機能訓練指導員と連携し、3月ごとに1回以上個別機能訓練の進捗状況について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容、評価と進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	☐	実施	
		機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、機能訓練指導員等が閲覧できるようにしている	☐	実施	
		個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り算定	☐	該当	
		再度算定した際には、利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、当該月の翌月及び翌々月は算定していない	☐	該当	
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定	☐	なし	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月 個別機能訓練加算算定の場合 は100単位/月	□	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)が、通所介護事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント及び利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成	□	実施	※病院にあっては、病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る
		個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している	□	あり	
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	□	実施	
		目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となっている	□	あり	
		理学療法士等は、3月ごとに1回以上通所介護事業所に訪問し、機能訓練指導員と共同で個別機能訓練の進捗状況について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容、評価と進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	□	実施	
		機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、機能訓練指導員等が閲覧できるようにしている	□	実施	
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)の算定	□	なし	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位/日	□	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（※）を1名以上	☐ 配置	※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練に従事した経験を有する者）
		個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成している	☐ 実施	・ 個別機能訓練計画書（参考様式） ・ 興味・関心チェックシート（参考様式） ・ 生活機能チェックシート（参考様式） ・ 実施記録
		個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行っている	☐ 実施	
		個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている	☐ 実施	
		個別機能訓練目標の設定にあたっては、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としている	☐ 実施	
		個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助している	☐ 実施	
		個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている	☐ 該当	
		個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している	☐ 実施	
		個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している	☐ 実施	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
(続き) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日		個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行っている	☐	実施	評価実施記録
		個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明・記録している	☐	実施	
		個別機能訓練を開始した後に、概ね3月ごと1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っている	☐	実施	
		個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしている	☐	実施	
		個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定	☐	なし	
		定員超過、人員基準欠如	☐	非該当	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76単位/日	☐	(Ⅰ)イで配置された理学療法士等(※)に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上	☐	配置	※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練に従事した経験を有する者）
		個別機能訓練加算(Ⅰ)イの基準にすべて適合	☐	該当	
		個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定	☐	なし	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位/月	☐	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は（Ⅰ）ロの算定	☐ あり	
		利用者ごとの個別機能訓練計画の内容の情報を厚労省（LIFE）に提出している	☐ 実施	
		解析された結果のフィードバック情報を活用し、必要に応じてケア計画等の見直し、改善を行っている	☐ 実施	
A D L 維持等加算（Ⅰ） 30単位/月	☐	事業所の評価対象利用期間が6ヶ月以上の利用者の人数	☐ 10人以上	
		評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出	☐ 実施	
		評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値	☐ 1以上	
		A D L 維持等加算（Ⅱ）の算定	☐ なし	
A D L 維持等加算（Ⅱ） 60単位/月	☐	事業所の評価対象利用期間が6ヶ月以上の利用者の人数	☐ 10人以上	
		評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出	☐ 実施	
		評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値	☐ 3以上	
		A D L 維持等加算（Ⅰ）の算定	☐ なし	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
認知症加算 60単位/日	□	基準配置の員数以外に看護職員又は介護職員が常勤換算法で2以上	☐ 配置	
		認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の前年度又は届出日の属する月の前3月の1月あたりの実績平均	☐ 100分の15以上	(別紙23-2) 利用者の割合に関する計算書
		サービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護に係る研修修了者(指導者養成研修、実践リーダー研修、実践者研修、認知症看護に係る適切な研修修了者)を1名以上配置	☐ 配置	
		従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
		認知症の症状の進行緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成	☐ あり	
		共生型地域密着型通所介護費の算定	☐ なし	
若年性認知症利用者受入加算 60単位/日	□	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	☐ 該当	
		担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている	☐ 実施	
		認知症加算の算定	☐ なし	
栄養アセスメント加算 50単位/月		当該事業所の従業者として又は他の栄養アセスメント加算の対象介護事業所、医療機関、介護保険施設又は「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を配置	☐ 1名以上	
		利用者ごとに管理栄養士、看護・介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同し栄養アセスメントを実施	☐ 実施	
		栄養アセスメントを3月に1回以上、イからニの手順で実施		
		イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを利用開始時に把握	☐ 実施	
		ロ 管理栄養士等が共同して摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行う	☐ 実施	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
(続き) 栄養アセスメント加算 50単位/月	☐	ハ 利用者の栄養状態のリスク、栄養課題を利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供を行う	☐	実施
		ニ 低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼している	☐	実施
		毎月利用者の体重を測定している	☐	実施
		利用者ごとの栄養状態等の情報を厚労省（LIFE）へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐	実施
		口腔・栄養スクリーニング加算、栄養改善加算を算定していない	☐	該当
		定員超過・人員基準欠如	☐	非該当
栄養改善加算 200単位/回 (3月以内の期間で1月に2回を限度)	☐	当該事業所の従業者として又は他の栄養アセスメント加算の対象介護事業所、医療機関、介護保険施設又は「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を配置	☐	1名以上
		BMIが18.5未満、半年の間に3%の体重減少が認められる者、基本チェックリストのNO.11が「1」に該当する者、血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者、食事摂取量が75%以下である者、その他低栄養状態にある又はその恐れがあると認められる者に対し、サービスを提供している	☐	実施
		利用者ごとの低栄養状態のリスクを利用開始時に把握	☐	実施
		管理栄養士等が共同して摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握（栄養アセスメント）をし、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成している	☐	あり
		利用者又はその家族に栄養ケア計画の説明を行い、同意を得ている	☐	あり
		計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	☐	あり
		栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問している	☐	あり
				栄養ケア計画(参考様式)
				栄養ケア提供経過記録(参考様式)

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
(続き) 栄養改善加算 200単位/回 (3月以内の期間で1月に2回を 限度)		おおむね3ヶ月ごとに体重を測定するなどにより、栄養状態の評価を行い、その結果を介護支援専門員や利用者の主治医に情報提供している	☐ 実施	栄養ケアモニタリング (参考様式)
		定員超過・人員基準欠如	☐ 非該当	
		月の算定回数	☐ 2回以下	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位//6ヶ月につき1回	☐	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態 及び 栄養状態について確認をしている	☐ 実施	
		当該利用者の口の健康状態 及び 栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供	☐ 実施	
		栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定	☐ なし	
		他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	☐ なし	
		定員超過・人員基準欠如	☐ 非該当	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位/6ヶ月につき1回	☐	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態 又は 栄養状態について確認をしている	☐ 実施	
		当該利用者の口の健康状態 又は 栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供	☐ 実施	
		栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定	☐ なし	
		他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	☐ なし	
		定員超過・人員基準欠如	☐ 非該当	
口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位/回 (3月以内の期間で1月に2回を 限度)		言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置 算定している利用者は以下のイ～ハに該当している	☐ 配置	
		イ 認定調査における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかにおいて、「1」意外に該当する者	☐ 該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
(続き) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位/回 (3月以内の期間で1月に2回を限度)	□	ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)(14)(15)の3項目の内、2項目以上が(1)に該当する者	□ 該当	
		ハ その他口腔機能の低下している者又はそのそれのある者	□ 該当	
		医療における摂食機能療法の算定	□ なし	
		摂食・嚥下期機能に関する訓練の指導若しくは実施	□ あり	
		利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握	□ 実施	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
		利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等を中心とした利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握	□ あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
		言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成	□ 実施	
		利用者等に対する計画の説明及び同意	□ あり	
		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	□ あり	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
		利用者毎の計画の進捗状況をおおむね3ヶ月ごとに評価、介護支援専門員及び主治医、主治の歯科医師への情報提供	□ 実施	
		口腔機能向上加算(Ⅱ)の算定	□ なし	
		定員超過、人員基準欠如	□ なし	
口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位/回 (3月以内の期間で1月に2回を限度)		月の算定回数	□ 2回以下	
		言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	□ 配置	
		算定している利用者は以下のイ～ハに該当している		
		イ 認定調査における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかにおいて、「1」意外に該当する者	□ 該当	
		ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)(14)(15)の3項目の内、2項目以上が(1)に該当する者	□ 該当	
		ハ その他口腔機能の低下している者又はそのそれのある者	□ 該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
(続き) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位/回 (3月以内の期間で1月に2回 を限度)	☐	医療における摂食機能療法の算定	☐ なし	
		摂食・嚥下期機能に関する訓練の指導若しくは実施	☐ あり	
		利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握	☐ 実施	
		利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等を中心とした利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握	☐ あり	
		言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成	☐ 実施	
		利用者等に対する計画の説明及び同意	☐ あり	
		計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	☐ あり	
		利用者毎の計画の進捗状況をおおむね3ヶ月ごとに評価、介護支援専門員及び主治医、主治の歯科医師への情報提供	☐ 実施	
		利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のためにフィードバックを活用している	☐ 実施	
		口腔機能向上加算(Ⅰ)の算定	☐ なし	
		定員超過、人員基準欠如	☐ なし	
		月の算定回数	☐ 2回以下	
科学的介護推進体制加算 40単位/月	☐	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚労省に提出	☐ 実施	
		提出情報及びフィードバック情報等を活用し、多職種が共同して事業所の特性やサービス提供のあり方について検証を行っている	☐ 実施	
		検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直している	☐ 実施	
同一建物減算	☐	事業所と同一建物（当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物。同一敷地内、隣接の建物は該当しない。）に居住する利用者にサービス提供を行っている。	☐ 該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
送迎減算	☐	事業者が送迎をしていない。（利用者が自ら通っている又は家族等が送迎を行っている）	☐ 該当	
	☐	同一建物減算の算定	☐ なし	
※通所型サービスのみ 一体的サービス提供加算 480単位/月	☐	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施	☐ 実施	
		栄養改善加算又は口腔機能向上加算の算定	☐ なし	
		利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上	☐ 実施	
		運動機能向上サービスに加え、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するにあたって、各サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービス提供方法等について検討している	☐ 実施	
※通所型サービスのみ 生活機能向上グループ活動加算 100単位/月	☐	栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定	☐ なし	
		利用者の（一）要支援状態に至った理由と経緯、（二）要支援状態となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容、（三）要支援状態等となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、（四）現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、（五）近隣との交流の状況等について把握	☐ 実施	
		生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、通所型サービス計画を作成	☐ あり	
		具体的な日常生活上の課題及び到達目標を利用者と共に設定。到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（「短期目標」）を設定	☐ 該当	
		複数種類のサービス項目を準備し、利用者の同意を得た上で、利用者の心身の状況に応じた活動項目を選定。	☐ 実施	

点検項目	算定	点検事項	点検結果	
(続き) ※通所型サービスのみ 生活機能向上グループ活動加算 100単位/月		一つのグループは6人以下とし、グループ活動の実施時間を通して1以上の介護職員等を配置	☐ 配置	
		生活機能向上グループ活動を1週につき1回以上実施	☐ 実施	
		実施時間・実施内容・参加者の人数及び氏名等を記録	☐ 実施	
		短期目標に応じて、概ね1月ごとにモニタリング	☐ 実施	
		計画実施期間終了後、目標の達成度及び日常生活で支障を感じることや家事遂行の状況等について確認し、介護予防支援事業者に報告	☐ 実施	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22単位/回	☐	次の1又は2のいずれかに適合すること		
		1 通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の数が70%以上	☐ 該当	
		2 通所介護事業所の介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士が25%以上	☐ 該当	
		定員超過、人員基準欠如	☐ 非該当	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定	☐ なし	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位/回	☐	通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の数が50%以上	☐ 該当	
		定員超過、人員基準欠如	☐ 非該当	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)の算定	☐ なし	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位/回	☐	次の1又は2のいずれかに適合すること		
		1 通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の数が40%以上	☐ 該当	
		2 通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が7年以上の者が30%以上	☐ 該当	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定	☐ なし	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	☐	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	処遇改善計画書
		2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
		3 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)	☐	該当	
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	☐	該当	
		5 賃金改善の実施	☐	あり	
		6 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	処遇改善実績報告書
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
		8 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
		9 次の(一)～(三)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	就業規則 給与規定等
		(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
		(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	就業規則 給与規定等
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	実施した取組の記録
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット等により公表	☐	あり	
		12 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐	あり	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	☐	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	処遇改善計画書
		2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
		3 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)	☐	該当	
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	☐	該当	
		5 賃金改善の実施	☐	あり	
		6 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	処遇改善実績報告書
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
		8 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
		9 次の(一)～(三)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	就業規則 給与規定等
		(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
		(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	就業規則 給与規定等
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	実施した取組の記録
11 10の処遇改善の内容等について、インターネット等により公表	☐	あり			

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	☐	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	処遇改善計画書
		2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
		3 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)	☐	該当	
		4 賃金改善の実施	☐	あり	
		5 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	処遇改善実績報告書
		6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
		7 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
		8 次の(一)～(三)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	就業規則 給与規定等
		(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
		(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	実施した取組の記録
		9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	☐	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	処遇改善計画書
		2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
		3 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている（令和6年度中は適用を猶予）	☐	該当	
		4 賃金改善の実施	☐	あり	
		5 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	処遇改善実績報告書
		6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
		7 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
		8 次の（一）～（二）のいずれにも適合			
		（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	就業規則 給与規定等
		（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
		9 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	実施した取組の記録